

令和5年4月6日

生徒・保護者の皆様

広陵高等学校
校長 堀 正和

令和5年4月1日以降のコロナウイルス感染による出席停止について

このたび、国の学校におけるマスク着用の考え方が見直されるとともに、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver.9）」が発表されました。

また、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けることに伴い、出席停止の扱いもインフルエンザと同じようになると予想されます。今後、見直しの内容が決まりましたら改めてお知らせします。

【5月8日より前】

生徒本人及び同居家族に、発熱、頭痛、咳、喉の痛み、鼻水のいずれかの症状がある場合は、出席停止

以前は同居家族に上記症状がある場合も出席停止になっていましたが、「衛生管理マニュアル Ver.9」では、生徒本人に症状がある場合のみになりました。

同居家族に上記症状がある、または医療機関でPCR検査等を受ける必要がある場合でも、本人に症状がなければ登校は可能です。

●自分自身の陽性が発覚した場合について

①症状がある場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は8日目から登校可能。

ただし、症状軽快が7日目以降の場合、症状軽快後24時間まで療養期間が延長。

②無症状の場合

検体採取日から、7日間を経過し、8日目から登校可能。

5日目に抗原検査を行い、陰性となった場合、6日目から登校可能。

●同居家族に陽性者が発覚した場合

濃厚接触者とし、PCR検査の有無に関わらず、5日間の出席停止。

2日目・3日目に抗原検査を行い、陰性となった場合、3日目から登校可能。

【5月8日以降】

(1) 濃厚接触による出席停止はなくなります。

(2) コロナウイルスに感染していると診断された場合に出席停止になります。

風邪症状など、コロナウイルス感染を疑う症状があるというだけでは出席停止になりません。

5類感染症に位置付けることに伴う、学校保健安全法の改正などの見直し内容がまだ発表されていないので、コロナの場合はお知らせできません。見直しの内容が決まりましたら改めてお知らせします。